

## 第7回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議 概要

日時：令和4年10月12日（水）14：00～16：10

会議形式：対面会議（Web会議併用）

出席委員：山内委員長、酒井委員長代理、安部委員、稲垣委員、浦郷委員、加藤委員、  
駒井委員、清水委員、志村委員、住野委員、松田委員、三浦委員、水野委員、

議事次第に沿って、事務局や各関係業界団体から資料の説明があった。各資料説明後、質疑・意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。

### （資料1関係）

- 貸切バスの事故防止に当たっての課題はまだあると考えるが、指標が着実に良い方向に向かっていることは理解できる。事故の予防に繋げる仕組みを構築したいと考えており、引き続き議論していきたい。
- 指標 2-1 について、貸切バス事業者の行政処分等率の低下要因として、事業者の法令遵守意識が向上していることも要因として考えられるのではないかと。
- 監査は問題があると考えられる営業所に特化して実施しているはずであるが、行政処分等率が減少しているのは、悪質な営業所を必ずしも監査できていないのではないかと。
- 全国旅行支援の開始によって貸切バス事業者の仕事が増え、今まで休業状態であった事業者が急に稼働を始めるタイミングであるため、危険な時期であると考えている。悪質事業者を確実に退出させていきたい。

### （資料2関係）

- 安全統括管理者に対して年に1回程度、運輸安全マネジメントへの理解を深めてもらう機会を設けるべきではないかと。
- 6年間かけて運輸安全マネジメントを全事業者に通人一巡実施できたことは成果といえる。中小事業者に合ったやり方を考えるのが課題。
- 巡回指導を全事業者に毎年1回巡回することは達成されたが、悪質事業者を退出させることが重要であって、全数を同じように対面巡回指導するやり方が本当に良いのか、実施方法の見直しが必要ではないかと。
- 貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が本当に頼りにされているか、知られているかという点を決してそうではないのではないかと。通報された案件についても観光部局の調査の進みが遅く、悪質事業者の歯止めになっていない懸念がある。早く調査しておかしいところはしっかり指摘すべき。
- 適正化機関の経営は厳しくなっている。国から何らかの支援が必要ではないかと。
- 巡回指導の対象について、貸切バス事業者安全性評価認定事業者は除く等、見直しを行う時期に来ているのではないかと。
- ダンピングが行われていないか、点検をする必要があるのではないかと。

- 事業用自動車に ASV 技術が普及していることは非常に良いこと。一方で、ASV 技術によって事故がどの程度防止されているか検討が必要。
- ASV 技術の導入に関して、特に小規模事業者に対して確実に支援をしていただきたい。

(資料 3 関係)

- 今後、貸切バス事業はインバウンド客の回復により、需要が拡大していく。コロナ禍の影響で貸切バスに乗務していない者が復帰する場合には、ちゃんと時間をとって運転指導や教育をするよう啓発していただきたい。
- 健康起因事故は年齢と深い関係がある。日本では定期健康診断を受診後の結果のフォローができていない。診断結果の活用方策について議論していただきたい。
- 令和 6 年 4 月から施行される新たな改善基準告示施行後も、確実に人材を確保できる対策を考えるべきではないか。

以上